

移植施設の選定に関する事項について

1. 臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）について
- 臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）（第 11 条参考資料 2-1）においては、
 - ・ 脳死した者の身体から摘出された臓器の移植の実施については、移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定すること
 - ・ 移植関係学会合同委員会における選定施設が JOT における移植施設として登録され、その施設だけに臓器が配分されることが規定されている。
 - これを踏まえ、現在、各臓器における移植施設の選定は、下記のとおり実施されている。

	施設認定を行う学会	施設認定評価を行う組織
心臓及び心肺同時移植	日本循環器学会	心臓移植・心肺同時移植関連学会協議会
肺移植	日本呼吸器学会	肺移植関連学会協議会
肝移植	日本肝臓学会	日本肝臓学会肝移植委員会
膵臓移植	日本糖尿病学会	膵臓移植中央調節委員会
小腸移植	小腸移植研究会	脳死小腸移植委員会

2. 腎臓移植実施施設の選定について
- 腎臓移植実施施設については、これまで、JOT に設置されている移植施設委員会の下で腎臓移植施設資格審査部会において選定されていた。
 - 今後は、他臓器での施設認定手続と同様に、腎臓についても腎臓学会に腎臓移植委員会（仮称）を設置した上で、同委員会で腎臓移植の実施施設の選定を行うこととする。
 - JOT の腎臓移植施設資格審査部会から腎臓学会の腎臓移植委員会（仮称）への移行は 10 月を目途に完了する見込みである。